

奨学生のリサイクル・個展助成実施要領

(趣 旨)

第1条 奨学生主催のリサイクルや個展の助成を通じて奨学生の成果発表を支援し、地域の皆さまに芸術鑑賞機会を提供することにより、四国地域の芸術文化の振興に寄与する。

(助 成 額)

第2条 助成額は、リサイクル・個展開催経費の100%、1件あたり30万円を上限とする。

(応募資格)

第3条 財団主催のふるさとコンサート・美術展に参加済の奨学生とする。

(募集・申請手続)

第4条 財団は、毎年12月、応募資格のある奨学生に対し、助成予算・助成概数を明らかにしたうえで、電子メールで次年度の助成を募集する。助成を受けようとする者は、期日までに申請書類を財団に提出する。

(助成先選定の選考順位)

第5条 次の基準により助成対象を決定する。
①香川県以外の奨学生で奨学選考年次が新しい順
②香川県の奨学生で奨学選考年次が新しい順
なお、奨学選考年次が同じ場合は、年齢が若い順とする。

(決定及び報告)

第6条 毎年の助成予算・助成概数は、11月または12月に開催する選考委員会および理事会に諮り決定する。具体的な助成先・助成金額は、応募者の中から、第5条の選考順位に基づき、常務理事が3月までに決定し、その結果を選考委員会および理事会に報告する。

(助成の変更)

第7条 奨学生は、助成決定後、リサイクル・個展の実施について、大幅な変更や中止をする場合は、事前に財団に連絡し、財団の了承を得るものとする。

(助成の取消・助成金の返還)

第8条 次に該当する場合は、助成を取り消すとともに、助成金の全部または一部を財団に返還する。

- ・申請内容に虚偽が判明しとき
- ・助成金を助成対象以外の用途に使用したとき
- ・社会的妥当性を欠く行為があった場合

(実施報告・助成金の支給)

第9条 奨学生は、助成対象のリサイクル・個展実施後、1か月以内に実施報告書を財団に提出する。財団は、報告書の受領後、速やかに助成金を支給する。